

平成19年度第3回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年9月6日(木) 9:30~12:00
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員, 岡部委員, 白石委員, 千葉委員, 馬渡委員, 三浦委員, 村上委員, 山田委員(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

本日は, お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

先般, 文部科学省が実施する学校基本調査の速報が発表され, その中で, 今年3月に高等学校を卒業した生徒の大学及び短大などへの進学率が初めて50%を超え, 過去最高となりました。その一方で, 今春にも予想されていた「大学全入時代」の到来は少し先延ばしとなったものの, 定員割れをする大学は増加するなど大学の二極化は進行しておりまして, その存続を図っていくためには魅力ある大学づくりを進めていく必要があります, そうした動きが今後ますます加速していくのではないかと考えております。

さて, 本推進会議につきましては, 前回まで「法人の定款規定事項」について御審議いただきまして, 法人制度のおおむねの方向性が決定したのではないかと考えております。本日は, 「最初の学長の任期」や「経営審議会」など前回からの継続検討事項につきまして御審議いただきましたあと, これまで御議論いただきました内容を「法人の定款案」として取り纏めてございますので, その記載内容について見ていただくことにしております。また, 新たに「評価委員会条例の規定事項」につきましても議題としておりますので, あわせて御審議をいただきたいと思いますと思っております。

「法人の定款」「評価委員会条例」につきましては, 来年2月の県議会に上程する予定としており, とりわけ「法人の定款」は, 法人の骨格となる非常に重要な部分でございます。法人化のすがたが形となって見えてくる最初の段階でもございますので, より良い, そして魅力ある大学づくりに向けた礎となるよう活発な御意見をいただければ幸いに存じます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

報告事項

平成19年度第2回法人化推進会議 会議要旨について

事務局から資料1及び報告資料1に基づき, 「第2回法人化推進会議」で協議した項目, 検討経過及び決定事項について報告した。

協議事項及び発言要旨

最初の学長の任期について(継続検討事項)

組織・運営専門部会の部会長から「最初の学長の任期」について説明した。

(議長)

部会長から「最初の学長の任期」について説明がありまして、部会としてはもう少し検討していききたいということでした。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

どういう所が問題となっているのですか。

(部会長)

新設ではなく現行の大学から移行するということ、また、中期計画との兼ね合いから部会でも色々と意見が出ておりまして、それを収束するに至っていないというのが実状です。

(議長)

部会でも色々と案は出ていますが、それが一致を見ていないということのようです。

それでは、収束の方向に向けて議論を深めていただくことにしまして、『最初の学長の任期については、引き続き部会で検討していただく』ということによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

経営審議会について(継続検討事項)

組織・運営専門部会の部会長から資料2-1及び資料2-2に基づき、「経営審議会に関する継続検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「経営審議会」に関して、検討項目となっている「構成」、「定数」、「学外者の参画」及び「審議事項」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

今回は、現在大学にあります運営協議会が全て民間の方ということでの議論でしたが、法により理事長、副理事長といった学内者の参画は固定の事項ですので、全て学外者といった前回の議論は無理だと言えます。

また、運営協議会は地域の各界のリーダーの方が大所高所から、経営面に限らず教育研究面も含めた総合的な大学運営について色々とアドバイスをいただくものですが、経営審議会については、別途教育研究の審議会も設けられていて理事会の決定だけでなく、学外者も入れた形でより実務的な観点からアドバイスをいただくという趣旨で法律上設けられていると思います。ですから、そのまま運営協議会のやり方を全部引き継ぐことには無理があるという印象で、基本的には部会で検討した方向に沿って考えて良いのではないかと思います。

(議長)

おおむね部会で検討された方向で良いのではないかとということでございます。その他に御意見・御質問はございませんか。

(委員)

前回の議論では、外部の方の意見を反映させられない懸念があるということで、定数12人以内、学外者の割合2/3以上という数字が出てきたと思います。

学外者の参画を1/2以上としておいて、実際の任命の時には2/3とすることも考えられると思いますが、そうした議論をもう少しやってはどうかと思います。

(委員)

基本的には理事長、副理事長が法定上明示されていますし、経営審議会ですから財務・経営担当の理事も入れて最低3人位は決まった方が入ることになると思います。厳しく2/3以上としておこななくても1/2以上にしておいて、出来る限り学外者に入ってもらうことで運営上はうまくやっていけるのではないかと思います。

経営審議会は実務的なレベルで協力していただける方が望ましいという感じはしています。

(委員)

10人か12人かということは2/3という数字から出てきているものと思います。構成自体が外部の意見をその場で反映させられるものかとなれば、最低限1/2にしておいて実質的に2/3を任命しておくことも1つ考えられるということです。規定上、10人以内、学外者1/2以上としておいて、あとは運用の問題という考え方もあるということです。

(委員)

公立大学ということで学外者を入れる姿勢をどのように考えるかだと思います。実務的なチェックは必要だと思いますが、それだけではなく県民のための運営になっているか、あるいは教育本来の趣旨を良く発揮しているか、あるいは大学が地域のために貢献しているか、といった点から審議していただくのが良いと思います。

学外者の参画を1/2以上とすることは、実質的に外部の方の参画が図れるということで良いと思います。

(議長)

色々とお意見をいただいておりますが、10人よりは幅広く意見を聞けるということからすると、12人位でも良いのではないかと思います。

学外者の参画を1/2以上にするについてはみなさんの意見が一致していると思いますが、その他に何か御意見はございますか。

(委員)

経営審議会の開催の条件は決まっていますのでしょうか。1/2以上をもって開催できるとなりますと、10人とした場合は5人で会議を開催するのが良いのかどうか心配なので、その点では12人とした方が良いと思います。

(事務局)

後で定款案を御審議いただくこととなりますが、定足数は過半数と考えています。学外者が1/2以上出席しない場合もあるかも知れませんが、その場合は案件によって、会議の主催者である理事長が出席者を見て開催の可否を判断することになると思います。

(委員)

県における協議会や懇話会を見ても、数人の欠席はあるにせよ学外者の方の人数はある程度確保して開催しているというのが実態だと思います。学外者が全くいない時には運営上は行わないということが共通認識としてあればそんなに心配はないと思います。

(委員)

定数を10人以内にしてしまいますと制度設計の選択肢が限られてきます。12人以内としておけば10人や11人にすることも可能で、比較的自由に決められるということもあります。定数を決めていない法人もあるくらいですから、そういう点では12人以内の方が良いという感じがします。

また、委員の方を実務型にするかどうかについては先行法人の事例もあると思いますが、今後議論が必要だと思います。

(委員)

委員については実務型の方だけということではなく、地域に開かれた大学として大所高所から御意見をいただくということは理解できました。後ほど議論しますが、評価委員会の委員については実務型というよりは、より大所高所の視点による部分が多く入ってくると思います。

(委員)

経営審議会の方は大学の審議機関として意思決定と実行に責任があります。これに対して評価委員会は実績に対する評価で結果を検証するという意味合いだと思いますので、この2機関の役割はかなり違うと思います。

(議長)

定数を除いた構成、学外者の参画、審議事項については、専門部会の報告のとおりで皆さんの意見もほぼ一致してされており異議がないと思われませんが、定数については、10人以

内という専門部会の意見に対して12人という意見がありました。これについてはいかがいたしましょうか。

(委員)

実際色々検討して、実務型の方も必要でしょうが、より大所高所の観点から地域貢献ということで地域とのつながりを考えた人選をした場合に、10人で済めばそれで良く、それが出来ない場合は12人で対応するというので、最大限12人以内として規定しておくことでも構わないと思います。

(委員)

審議会の委員で構成される学長選考会議のバランスも考える必要があると思います。選択に幅を持たせるという意味では12人以内しておく方が良いと思います。

(議長)

それでは、選択の幅を持たせるという御意見が多いと思われまして、12人以内としても必ず12人としなければならない訳でもないでしょうから、『委員の定数については、12人以内』としたいと思います。

また『構成、学外者の参画、審議事項については、専門部会での検討結果を踏まえてそのとおり行う』ということで整理したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

学長選考会議について(継続検討事項)

組織・運営専門部会の部会長から資料3に基づき、「学長選考会議に関する継続検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「学長選考会議」に関して、検討項目となっている「委員の定数」及び「学外者の参画」について説明がありました。

この場合、学外者の参画とは具体的にどういう形で出てくるのでしょうか。定款に記載するのですか。

(事務局)

学外者が選出されるというケースは、おそらく経営審議会からになるだろうと思います。そこでの選出の際に全く学外者を入れないということがないように選出の段階で配慮しようということです。定款上はどこにも出てこないの、参画に配慮するという趣旨です。

(議長)

経営審議会から選出される委員全員が学外者ということもあるのでしょうか。

(事務局)

あり得ます。委員については、経営審議会で選出するときの考え次第ということになります。

(委員)

教育研究審議会の定数は法人の規程で定めることになっていますが、これは何人位になるのでしょうか。また、先行法人の例だと何人位になっているのでしょうか。

(事務局)

教育研究審議会の定数はまだ決めておりません。

また、先行法人で一番多いのは15人以内ですが、かなりばらつきがありまして25人以内というところもあります。

(議長)

教育研究審議会は全て学内者なのではないでしょうか。また、当県の場合はどう考えていますか。

(事務局)

審議会の構成は法人によってばらばらでして、学外者が含まれているところもあります。また、現時点での当方の考えはございません。

(委員)

国立大学法人では経営・教育研究からの選出者、各同数で構成するという規定になっていますが、地方独立行政法人法では同数とは規定されていませんね。

(事務局)

地方独立行政法人法では同数とまでは規定しておらず、同数にしたのは昨年度の基本方針の審議で決めたものです。

(委員)

委員6人のうち学外者がどの程度入っていただくのが理想かというイメージから決めていった方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

それについては、審議会で決めてもらうべきと考えます。

(委員)

教育研究審議会への学外者の参画について、先行する公立大学法人の実態はどうなっていますか。過半数のところもありますか。

(事務局)

学外者が過半数の法人はありません。

(議長)

教育研究審議会で100%学内者だけという法人はありますか。また、学外者が多い法人はありますか。

(事務局)

学内者だけという法人はありますが、学外者が多い法人はありません。

(議長)

それでは、『定数については、経営審議会及び教育研究審議会から選出された者各3人』『委員には学外者が含まれるようにしなければならない』という部会での検討結果のとおりでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

出資財産の範囲について(継続検討事項)

財務・予算専門部会の部会長から資料4に基づき、「出資財産の範囲に関する継続検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「出資財産の範囲」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

ただいまの説明で、坪沼農場については、面積を確定するための測量に相当の日数や予算が伴うので無償貸付にするとということでしたが、坪沼農場の面積について、県の財産としての面積は出ているのではないのでしょうか。

(部会長)

財産台帳上の面積は出ております。

(委員)

坪沼農場の面積は、財産台帳上、確定していると言うことはできないのでしょうか。

(事務局)

面積が確定しているというのは、実質も形式上も両方兼ね揃えて、初めて確定していると言えると思います。

(委員)

測量をして、面積が確定してから出資しますということになると、宙ぶらりんの状態がかなり長くなりますので、無償貸付という状態は避けたいという気持ちがあります。

便宜的なやり方ですが、県に今ある数値を使って出資することはできないでしょうか。

(事務局)

出資するときには、出資時点の時価で評価して行います。現在、台帳に載せている面積は、不確定な部分も含まれています。実際、測量してみても誤差がかなりあったりすると、評価額を上乗せや減額することになりますので、確定した数値をもって出資する形になります。したがって、財産台帳の数値では無理ということになります。

(委員)

台帳上の評価額は出しているのでしょうか。台帳上の面積で評価して出資することはできないでしょうか。

(委員)

県が売却した他の県有地も、すべて実測して売却していますし、基本的には無理だと思います。

(委員)

基本的に無理だというのは分かります。ただし、坪沼農場は大学にとって非常に大きな教育財産なので、ここを長く宙ぶらりんの状態にしておきたくないと思っているのです。そうだとすれば、台帳上の面積で出資しておいて、測量して面積が確定した段階で数字を直すという形が、次善の策として取れないかということです。

(委員)

区画整理事業のように、換地の前後で面積が変わるということもありますが、出資財産は定款に記載しますし、なかなか厳しいと思います。

(事務局)

大学として、無償貸付ではいけないという理由が必要だと思います。法人化までに出資を決めなければならない理由です。

(委員)

なぜ、法人化に際して基本財産を出資することになっているかということですが、大学は法人化によって、県とは別の組織となる訳です。その財産的基礎をしっかりとっておかないと、法人の運営ができないということで、基本財産については、法律上も出資という形をとるようになっていくと私は理解しています。

ただし、今は技術的なことで出資ができないので、法人化に際しての大学との約束として将来、測量をして条件を整えば出資しますというのが良いかと思います。

(事務局)

今回は、技術的なことと金銭的な理由で、法人化までに土地の面積を確定して出資時点の評価額を出すということが難しいので無償貸付としております。将来的には、予算的なこともある程度解決した上で、出資財産として出資できると思います。

(委員)

色々な学校の設置基準では、学校の土地、建物を所有しなければならないという基準がありますが、公立大学の場合は、そういう条件はないのでしょうか。

(事務局)

あります。農学系の学部の場合は、大学設置基準で農場を置くことも義務付けられていますが、自己所有までは義務付けられておりません。

(委員)

先ほど、将来的に条件を整えた上で出資するというお話がありましたが、法人化後の出資

となると測量費は大学で出すことになるのでしょうか。

(事務局)

それはありません。出資する方で測量をして出資することになります。

(委員)

宿舎の関係ですが、出資できないとなると、県が所有して貸すということになりますか。

(事務局)

これは、色々なパターンがありまして、専門部会の方で検討中です。

(委員)

宿舎料は県が決めることになりますか。

(委員)

県が所有している場合は、県の規程等を準用するのでしょうか、県の職員が入居するわけではないので、財産だけを貸して、あとは大学で決めていただくのが基本だと思います。

(委員)

そうすると、大学として宿舎料を決めることも考えられるということですね。例えば、現在の料金をアップすることも可能でしょうか。

(委員)

宿舎料については、基本的にそうなると思います。県としては、宿舎として貸すということではなく、建物を貸すということになると思います。

また、料金については、貸付料と固定資産税を比べていただいて、固定資産税相当額くらいの設定には当然なると思います。

(委員)

出資財産とするのか、県からの貸し付けとするのかについては、中長期的な観点から考える必要があると思います。法人にとっては、基本財産として土地・建物があることが大きなことだと思いますので、出資財産とする方がよろしいと思います。

(委員)

私としては、県からの無償貸付という方法でやれないかなという感じがしています。

(委員)

無償貸付ができるかについては確認が必要ですが、無償は無理だと思います。

(議長)

太白荘に貸している部分については、出資の対象から外し、保健福祉部に管理換えを行うということでしたが、この点について、御質問・御意見はございませんでしょうか。

特になければ、坪沼農場については、本来、出資財産とすべきですが、現実問題として整理しなければならない課題があり、もう少し専門部会で議論してみたいということです。委員から色々と問題提起されていますので、その辺を踏まえて良く整理をしていただきたいと思います。

出資するのが基本原則なので、なぜ出資できないのかは十分説明しなければならないし、理解が得られるようにしなければならないと思います。難しい問題もありますが、議論を詰めていただきたいと思います。

この点については、今の御意見を踏まえて検討するというところでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

公立大学法人宮城大学定款案について

組織・運営専門部会の部会長から資料5に基づき、「公立大学法人宮城大学定款案」について章ごとに説明した。

《部会長が「第1章 総則」について説明した。》

(議長)

部会長から「第1章 総則」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

第5条ですが、太白キャンパスは記載しなくて良いのでしょうか。

(事務局)

資料右側の宮城大学条例第2条第2項でも、農業短期大学があったときは農業短期大学の項目が別にあって、所在地が「仙台市」と記載されていましたが、農業短大がなくなって食産業学部になってからは「黒川郡大和町」としておりますので、事務所の所在地についても同じ考え方でよろしいと思います。

(委員)

第1条の目的ですが、10周年ステートメントでは「東北の」というのが入っていますが、第1条ではカットされています。あるいは「日本の」とするとか、その点はどのように考えていますか。

(事務局)

専門部会では、資料の左下、点線のボックスで囲んだキーワードが入っていれば良いだろうと考えました。「日本の」なのか、「東北の」なのか、「宮城県の」のかは、推進会議で意見をいただきたいと思います。

(委員)

東北の先行法人で「東北の」と付けているということはあるのでしょうか。

(事務局)

場所を限定している書き方は、あまりないと思います。

(委員)

私は、良く考えて下さっていると思います。元々、宮城大学には、「宮城大学の理念」というものがありまして、10周年ステートメントで中期的な目標としてまとめたわけですが、それにも配慮していただいて、「卓越した教育研究の拠点」となっていると思います。ステートメントに「東北の」と付いているのは、宮城県ではもう卓越しているという自負心がありましたので、今度は東北全体でという感じだったのですが、最後に「地域の産業及び社会の発展に貢献」とありますし、このくらいでも良いかなと思います。

(議長)

他に御意見はございませんか。

御意見があれば、また戻っていただいて結構ですので、続きまして「第2章 役員及び職員」について、説明をお願いします。

《部会長が「第2章 役員及び職員」について説明した。》

(議長)

部会長から「第2章 役員及び職員」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

ないようでしたら、次に進ませていただきます。随時、戻っていただいて結構ですので、続きまして「第3章 理事会」について、説明をお願いします。

《部会長が「第3章 理事会」について説明した。》

(議長)

この章では、検討事項として第16条の招集について、先行法人の例も参考としながら御

意見をいただきたいということでございました。これも踏まえて御意見・御質問はございませんか。定款案にある第16条第2項の記載は、こども病院の例だということですね。

(事務局)

そうです。

(部会長)

先行法人の状況は様々ですので、色々御意見を賜りたいと思います。

(事務局)

専門部会では、理事会のメンバーの中に監事が入っておらず、しかも、監事は知事が任命する非常勤の役員ということもありまして、理事会開催の請求権まで与えるのはどうかという意見もありましたが、先行法人の例を見ますと、監事を入れているものもあり、こども病院でも入れていますので、より慎重を期する傾向にあるということで監事を入れております。監事を入れてはいけないという規定もないので、入れておいて良いのではないかということになりました。

(委員)

この文言からすると、1人でも請求できるということですか。

(事務局)

そうなります。先行法人では、「構成員2人以上」、「構成員の3分の1以上」という書き方のところもあります。

(委員)

理事の責任というのは、何かあったとき、違法行為を問われたときに、一人一人が責任を持つということの重い役割を担っているのでしょうか。

(事務局)

当然、理事長、副理事長は代表権がありますし、理事は理事長、副理事長に事故があったときに代理をすることができますので、責任は生じてくると判断しています。

(委員)

1人でも、いくらでも請求できることが良いのかなという感じがしておりまして、少なくとも複数の人が必要だと認めるくらいの方が良いかなという気がします。乱発されてしまうと大変ですからね。

(委員)

監事の責任というのはどうなのでしょう。監事1人に対して他の人から責任を問われる場合があるのでしょうか。

(委員)

監事は理事会の構成員ではなくて、その役割は業務の監査ですから、監事が理事会の開催を請求するとすれば、理事会や理事の行為に問題を感じたときで、そういう場合に開催請求ができるようにしておくことは必要かもしれませんね。

それは良いのですが、各理事が請求権を持つということがきつい感じがします。というのは、理事というのは基本的には理事長、副理事長の補佐ですから、理事会の開催は、理事長に開催するよう言えば良いわけですからね。

(委員)

監事がなぜ請求権を持つかわからないですね。公益法人の制度で、監事の開催請求権が新たに入ってきたというのは、どういう理由ですか。会社法では、監査人は役割を持たせられて、チェックしないと法的な制裁を受けるという話がありますが、監事にはそれまでの厳しさはないと思うわけです。

(事務局)

部会の中では同じ意見もありましたが、先ほども申し上げたように、入れてはいけないという規定はどこにもありませんし、本県の先行事例としてこども病院の事例があるので、監事を入れても良いのではないかということになりました。

(委員)

理事会の招集を理事長だけに限っておくと、理事長の専行になりかねないという懸念があって、他に招集請求権を認めているのだと思いますが、その場合でも理事1人ではなく何人が複数で請求する権利を持たせておけば良く、また、監事までは持たせなくても良いのではないのでしょうか。

責任の度合いと比例してくると思うのです。理事がどこまで責任を負わされるか、監事がどこまで責任を負わされるか、理事会の招集請求権もないのに責任を負わされるのか、責任との見合いの話だと思います。

(委員)

監事も理事も連帯責任を負うことがありますか。

(事務局)

監事は、監査したことについての責任はありますが、監事と理事は基本的には別です。

(委員)

例えば、理事会で決定した事項に何か違法行為が含まれていた場合、理事会として責任を問われるのか、理事の一人一人が問われるのか、それはどうですか。

(部会長)

理事会の議決という格好ですから、理事会として責任が問われると思います。

(議長)

理事は、担当を持つのですか。

(部会長)

担当を持ちます。ただし、執行の段階になってからの担当でして、先ほどのようなケースでは、連帯して責任を負うことになると思います。

(議長)

理事が自分の担当分野に関して、是非、理事会を開催して欲しいということがあるわけですね。

(部会長)

それは、もちろんあります。意思決定をする上で、理事会を開催して欲しいということは当然、イレギュラーでない理事会の招集方法としてあり得ると思いますが、第16条第2項の理事会招集請求は、どちらかといえばイレギュラーな方を想定していると思います。こういうことを決めたいので招集してくださいというのは、第16条第1項の通常の運用の話になり、ここで規定する招集とは違うような気がします。

(委員)

通常であれば、理事が問題を感じたときには、理事長に相談して理事長が理事会を招集するのが普通なので、尋常ではない事態を想定しているわけですね。その尋常ではない場合に1人の個人的な見解だけで招集を請求するという権限が規定されていて良いのかということが行き過ぎなのではないかと思いますが、監事は知事の任命なので、知事に任命される人の単独の請求で理事会が開催されるというのもあまり良くないと思います。監事の仕事が重要という状況はあると思いますが、知事が任命する人が請求して、どんどん理事会が開かれるというのもどうかという感じがします。

(部会長)

こんなに権利を与える必要はないという意味だと思いますが、会議の目的たる事項を記載した書面で開催を要求するというので乱発は避けられると思います。

(委員)

書面だから口頭よりは開催請求の乱発を防げるという話ではないような気がします。

「理事の複数から」等と規定しておけば、きちんと賛同者もいて個人的な見解ではないことになりませんが、個人で書面を出せば請求できるというのは、いかがなものかだと思います。

(委員)

こども病院では、理事1人でも請求できるようになっているので、別にするのであれば、

それなりの理由が必要でしょう。理事会を開いてから、後は判断すれば良いという考え方なのかも知れません。

(議長)

こども病院で、なぜこのような規定を作ったかを含めて、研究したら良いのではないのでしょうか。これで決めうちの案ではありませんので。その他ございませんか。

なければ、次に進ませていただきます。随時、戻っていただいて結構ですので、続きまして「第4章 審議機関」について、説明をお願いします。

《部会長が「第4章 審議機関」について説明した。》

(議長)

ただいまの説明について御意見・御質問はございませんか。この章で検討を要する事項は、第20条第2項、第24条第2項の会議の招集請求権ということでした。先行法人の状況が記載されていますが、専門部会では「委員の3分の1以上」という案でございます。

特になければ、先に進みたいと思います。それでは、第5章から附則までをまとめて説明願います。

《部会長が「第5章 業務の範囲及びその執行方法」「第6章 資本金等」「第7章 雑則」「附則」について説明した。》

(議長)

第5章から附則まで説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

第27条の「業務の範囲」ですが、この場所ではなく、第1章の総則に入るのではないのでしょうか。

(事務局)

資料右側の欄に法律を記載してございますが、順番に規定しておりまして、先行法人もこのような順番になっております。

(委員)

8ページの経営審議会、第20条第2項の招集請求についてですが、経営審議会にこの規定は必要でしょうか。理事会だったら最高意思決定機関ですので理解できますし、教育研究審議会の方も教育課程の問題等があるのであり得ますが、経営審議会は性格的にいうと諮問機関ですので、委員から請求があって開催するということがあるのでしょうか。規定なしの方が良いではありませんか。

(事務局)

先行法人では、規定していないところもありますし、特に規定しなければならない条項でもありませんので、あとは決め方だと思います。ただ、資料に「宮城大学の例」としてありますように、評議会や教授会等では請求権を規定しています。

先ほど、経営審議会は諮問機関だという御意見がありましたが、必ずしもそうではなくて現在の運営協議会とは異なります。経営審議会は議決機関ではありませんが、招集請求権を入れておいても良いのではないかと、ということです。

(議長)

こども病院には、経営審議会はないのですか。

(事務局)

公立大学法人の特例として、経営審議機関と教育研究審議機関を設置することになっており、こども病院にはございません。

(議長)

他に御意見・御質問はございませんか。

なければ、初めて示された定款案ですし、だいぶ議論もございましたので、その辺を詰めていっていただければと思います。

公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)条例の規定事項について

目標・評価専門部会の部会長代理から資料6に基づき、「公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)条例の規定事項に関する検討項目」について説明した。

(議長)

ただいま「公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)条例の規定事項」について説明がありました。本格的な議論は次回行うということでしたが、御意見・御質問はございませんか。

それでは、これについては次回の議論ということにします。

本日の議論の結果、継続して検討することが必要となった事項につきましては、専門部会で引き続きしっかりと議論していただき、次回の推進会議では決定が図れるようにしたいと考えております。次回は、法人の定款案と評価委員会条例案について御審議いただきますほか、財務会計制度や人事労務制度の検討経過について報告を受ける予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

これで本日の議事は終了いたしました。長時間にわたりありがとうございました。